廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1.事業の概要

我が国では、有害廃棄物等の輸出入は「バーゼル法」及び「廃棄物処理 法」により規制されているが、近年、有害廃棄物等の輸出入の増加に伴い、 不適正な輸出入が相次いでいる。これに対処するためには、バーゼル条約 の施行体制の強化が急務である。

環境省では、バーゼル条約に基づく有害廃棄物等の輸出入に関する手続 きや審査等を実施しているほか、施行体制の強化の一環として、諸外国の 輸出入規制制度の調査、事業者向けのバーゼル法等に基づく輸出入規制制 度の広報活動、個別の輸出入事案が法令に基づく手続きが必要か否かを判 断する事前相談制度の実施等を通じて、制度運用の強化を図ってきた。

平成20年度は、有害廃棄物等の輸出入に関する施行体制の強化をさらに 図るため、事前相談制度及び税関での貨物検査の体制整備を行う。またバ ーゼル法に基づく規制対象物について、国際的動向及び国内での処理状況 等を踏まえ、専門家の意見を聞きつつ、その判断基準の明確化を行う。さ らに、バーゼル条約に適切な施行のためにバーゼル条約に定められた業務 の実施、広報活動等を引き続き行う。

2. 施策の効果

<アウトプット>

事前相談体制の強化

税関での貨物検査の強化

バーゼル条約規制対象物に関する基準

締約国規制状況等データベース(ウェブサイト上に掲載)

事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子

- <アウトカム>
- ・資源循環の不法輸出入の未然防止
- ・条約に対応するための業務の円滑化
- ・事業者のバーゼル法等の普及
- 3. 備考

環境保全調査費 69,583千円

(内訳) バーゼル条約対策費 69,583千円